

山梨経済同友会規約

第1章 総 則

第1条（目的）

本会は、経済人として、日本経済の持続的成長に寄与するとともに、地域の経済発展と環境保全に貢献し、あわせて会員相互の啓発と親睦を図ることを目的とする。

第2条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、各地経済同友会との連携を深め、活動方針の統一をはかりつつ次の事業を行う。

- (1) 経済問題に関する調査、研究
- (2) 経済政策に関する審議、立案、建議
- (3) 講演会、研究会、座談会、討論会の開催
- (4) 会報発行、前各号に係る出版
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3条（名称及び事務局）

本会は、山梨経済同友会と称し、事務局を甲府市に置く。

第2章 会員と特別会員

第4条（会員の構成）

- 1、本会は、本会の趣旨と志を同じくする経済人を会員として組織する。
- 2、本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に寄与する学識経験者を特別会員とすることが出来る。
- 3、会員及び特別会員の入会については、別に定める入会規定による。

第5条（会費）

会員は、所定の入会金、会費（通常会費、賛助会費及び臨時会費）を納入する。

特別会員からは入会金及び会費を徴収しない。

第6条（議決権）

- 1、会員は、各1個の議決権を有する。
- 2、会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。
- 3、特別会員は、議決権を有しない。

第7条（退会）

- 1、会員は、退会しようとするときは、その旨を文書でもって届けなければならぬ。
- 2、会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第8条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉を毀損したとき。

第3章 役員

第9条（役員の定数）

本会は次の各号に掲げる役員をおく。

(1) 代表幹事	5名以内
(2) 副代表幹事	15名以内
(3) 常任幹事	30名以内
(4) 幹事	30名以内
(5) 会計監事	2名

第10条（特別幹事）

- 1、本会に特別幹事をおくことができる。特別幹事は、常任幹事会の推薦に基づき、代表幹事が委嘱する。
- 2、特別幹事は、代表幹事に対し、もしくは常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 3、特別幹事は代表幹事経験者を以って構成し、任期は会員資格を失うまでとする。

第11条（役員の任期）

- 1、役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2、役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、必要な職務を行わなければならない。

第12条（役員の職務）

- 1、代表幹事は、本会を代表して会務を総理する。
- 2、副代表幹事は、代表幹事を補佐して、会務を掌理する。
- 3、常任幹事は、代表幹事、副代表幹事とともに、常任幹事会を構成し、重要会務を審議・執行する。
- 4、幹事は、代表幹事の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに必要に応じて、本会の重要事項に関し、代表幹事に建議する。
- 5、会計監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第13条（顧問）

- 1、本会に、顧問をおくことが出来る。顧問は、常任幹事会の推薦に基づき、代表幹事が委嘱する。
- 2、顧問は、代表幹事に対し、もしくは常任幹事会および幹事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 3、顧問の任期については、第11条の規定を準用する。

第4章 役員の選任

第14条（役員の選任）

- 1、役員は総会において会員中より選任する。
- 2、代表幹事及び副代表幹事は、常任幹事会において常任幹事の中から選任する。
- 3、選任にあたっては、別に定める役員選任規定による。

第15条（役員の補充）

- 1、役員が辞任した場合は、常任幹事会の議決により、後任者を選任することが出来る。
- 2、前項の場合における後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 3、第1項の規定により、後任者を選任した時は直近の総会に報告しなければならない。

第5章 会員総会及び常任幹事会、幹事会

第16条(会員総会)

- 1、会員総会は通常総会および臨時総会とする。
- 2、通常総会は、毎年1回開催する。
- 3、臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 会員総数の5分の1以上から開催の請求がなされたとき。
 - (2) 常任幹事および幹事総数の3分の1以上から開催の請求がなされたとき。
 - (3) 代表幹事が必要と認めたとき。
- 4、総会は書面をもって、代表幹事が招集する。
- 5、総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

第17条(権能)

次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 規約の変更、改廃
- (2) 入会金、会費の金額
- (3) 事業計画
- (4) 収支予算及び決算に関する事項
- (5) 役員の選任に関する事項
- (6) 本会の解散の決定及び残余財産処分の方法
- (7) その他、本会の運営に関する基本的事項

第18条(定足数)

会員総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開会することができない。

第19条(議決)

会議の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わることは出来ない。

第20条(書面表決)

- 1、やむをえない理由により会員総会に出席できない会員は、あらかじ

め通知された事項について、書面をもって表決し、または、会員を代理人として表決を委任することができる。

2、前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第21条（議事録）

1、会員総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数
- (4) 書面表決または表決の委任をした会員の数
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその会議の議事開始前に選任された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第22条（常任幹事会および幹事会）

1、常任幹事会及び幹事会は、年4回以上開催することとし、代表幹事が召集する。また、代表幹事が必要と認めたとき、及び常任幹事および幹事総数の3分の1以上から開催の請求がなされたときは開催する。

2、常任幹事会、幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

3、常任幹事会は構成する者の過半数が出席しなければ開会することが出来ない。

なお、常任幹事会には、会計監事及び各委員会委員長など常任幹事会が認める者の出席を得る。

4、会議の議事は、出席した常任幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は常任幹事として議決に加わることはできない。

5、前2項の場合において、第20条の規定を準用する。この場合、同条中「会員総会」とあるのは「常任幹事会」に、「会員」とあるのは「常任幹事」と、「前2条」とあるものは「前2項」と読み替えるものとする。

第23条（部会・委員会の設置）

- 1、本会の目的達成に必要な事項を、調査、研究、立案、審議するため、常任幹事会の指示により、必要に応じて部会、委員会をおく。
- 2、部会、委員会に関し、必要な規定は別に定める。

第6章 経費及び会計

第24条（経 費）

本会の経費は、入会金、会費(通常会費、賛助会費及び臨時会費)及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第25条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第26条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

第27条（事業報告及び決算）

事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会計監事の監査を経て、その事業年度の終了の日から2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 事務局

第28条（事務局）

- 1、本会は、事務を処理するため、事務局をおく。
- 2、事務局は、事務局長及び所要の事務局職員をもって構成する。
- 3、事務局長は、事務局を統括する。
- 4、事務局長その他の職員は、幹事会の承認を経て代表幹事が任免する。
- 5、事務局の組織運営に関し必要な事項は幹事会の議決により定める。

以上

1、入会規定

第1条 この規定は、規約第4条の規定に基づき、会員及び特別会員の入会に関する事項について定める。

第2条 入会は所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ申込むものとする。

第3条 入会には会員1名の推薦を要する。

第4条 入会は常任幹事会によりこれを決定する。

第5条 入会金、通常会費は次の通りとする。

1、入会金	1万円
2、通常会費（年額）	
代表幹事	20万円
副代表幹事	15万円
常任幹事	10万円
幹　　事	6万円
会計監事	8万円
会　　員	5万円

又、会費は前払いとし、年間一括払いとする。

第6条 所属企業・団体内で会員の変更がある場合、新規入会者は本規定第2条に準じ本会に入会を申込むものとする。この場合、入会金は免除し、年会費についても、前任者分を充当する。

また、同一企業・団体内で複数名の会員が入会する場合も2人目以降入会金は免除する。

一方、退職その他の理由により企業の役職を辞した場合、一般会員の資格を失う。ただし、特別会員として再入会は可能とする。

第7条 年度途中入会者の通常会費は月割りとする。

第8条 既納の入会金及び会費は、一切返還しないものとする。

第9条 本規定の変更(入会金、会費の金額を除く)は常任幹事会の議決による。

以上